

新たな世界自然遺産候補地の考え方に係る懇談会について（趣旨）

1. 背景

- 平成 15 年に「世界自然遺産候補地に関する検討会」を開催し、「知床」「小笠原諸島」「奄美・琉球諸島」の3地域を、世界自然遺産としての価値がある可能性が高い地域として整理し、「知床」(H17)及び「小笠原諸島」(H23)が登録され、「奄美・琉球諸島」について、推薦に向けた作業を進めている。
- 平成 15 年の検討会では、候補地に関する自然環境等の情報の不足も見られたことから、上記3地域の選出とともに、「将来新たな知見や情報が得られ、登録基準や完全性の条件への適合可能性が出てきた場合には、候補地としての検討を改めて行うべき」とされている。また、平成 15 年の検討会から来年で 10 年が経過する。

2. 懇談会開催の趣旨

- 世界自然遺産地域は、日本の生物多様性保全において一定の役割を果たしてきたと考えられるが、既に登録された世界自然遺産4地域における保全管理上の成果を改めて検証するとともに、課題についても整理し、今後の世界自然遺産地域に求められる保全管理のあり方を検討する。
- また、近年、ユネスコエコパークやジオパークの登録も進んでいることから、生物多様性保全の観点から、世界自然遺産とこれらの国際的な地域制度との目的や保全対象等の考え方の違い等を整理する。
- これらを踏まえて、新たに世界自然遺産登録を目指す地域を検討する場合の考え方（検討の方法（母集団の考え方、母集団から候補地を絞り込む際の方法）、留意すべき点等）を整理する。

3. 検討内容(現時点案)

主に下記を内容として5回程度開催する。

必要に応じて、既登録地域の地方自治体、科学委員会委員等をゲストスピーカーとして招聘する。

想定する議題

- 第1回 ・世界自然遺産地域の保全管理の状況に関するレビュー
(知床、小笠原諸島)
- 第2回 ・世界自然遺産地域の保全管理の状況に関するレビュー
(白神山地、屋久島)
- 第3回 ・今後の世界自然遺産地域に求められる保全管理について
- 第4回 ・世界自然遺産登録に係る国際的な動向等について
・世界自然遺産と関連する国際的な地域制度との違い等の整理(目的・
保全対象等)
- 第5回 ・新たな世界自然遺産候補地を検討する場合の考え方について

世界遺産と関連する主な国際的地域制度

○世界遺産

事務局: ユネスコ世界遺産センター

登録地(世界自然遺産): 白神、屋久島、知床、小笠原諸島

概要: 世界に他に類例のない顕著で普遍的な価値を有する地域を、人類全体のための世界遺産として保護、保存するもの。

○ユネスコエコパーク(人間と生物圏(MAB)計画による生物圏保存地域(BR))

事務局: ユネスコ

登録地: 志賀高原、白山、大台ヶ原・大峰山、屋久島、綾

概要: 保全機能、経済と社会の発展、学術的支援の3つの機能をもつ地域において、生態系の保全と持続可能な利活用の調和(自然と人間社会の共生)を図るもの。

○世界ジオパーク

事務局: 世界ジオパークネットワーク

登録地: 洞爺湖有珠山、糸魚川、山陰海岸、室戸、島原半島

概要: 地質学上国際的な重要性をもつ地域を保護しつつ、地域社会の持続可能な発展にも活用するもの。

※日本ジオパーク

世界ジオパークに登録されるためには、まずは、「日本ジオパーク委員会」の審査により日本ジオパーク(現在 20 地域)に登録されることが必要。日本ジオパークのうち、「日本ジオパーク委員会」が推薦する地域について、「世界ジオパークネットワーク」の審査を経て、世界ジオパークに登録される。

〈日本ジオパーク登録地〉

白滝、洞爺湖有珠山、アポイ岳、男鹿半島・大湊、茨城県北、磐梯山、下仁田、糸魚川、秩父、南アルプス、白山手取川、伊豆大島、恐竜渓谷ふくい勝山、隠岐、山陰海岸、室戸、阿蘇、天草御所浦、島原半島、霧島

※下線の地域は世界ジオパークにも登録。